

お答えします あなたの質問

(岡山県の公立学校教員をめざす人へ)

質問1 昨年の受験者や採用者の数はどれくらいでしたか。

○ 令和4年度(令和3年実施)と令和3年度(令和2年実施)の採用試験結果を紹介しますので、参考にしてください。
 [参考] 令和4年度(令和3年実施)採用試験結果について

区分	小学校	うち 小学校 (理数枠)	うち 小学校 (英語枠)	うち 小学校 (地域枠)	うち 小学校 (社会人枠)	中学校	うち 中学校 (地域枠)	うち 中学校 (社会人枠)	高等学校	特別支 援学校	うち 特別支 援学校 (社会人枠)	養 護 教 諭	うち 養 護 教 諭 (地域枠)	栄 養 教 諭	合計	身体に障 害のある 者を対象 とした者
出願者数	725 (760)	18 (19)	9 (19)	59 (76)	0 (2)	611 (640)	47 (62)	2 (2)	609 (676)	168 (170)	1 (3)	195 (177)	14 (17)	- (25)	2,308 (2,448)	5 (6)
1次受験者数(A)	659 (697)	15 (19)	8 (16)	58 (71)	0 (1)	538 (570)	43 (58)	2 (1)	520 (597)	152 (157)	1 (3)	174 (167)	14 (17)	- (22)	2,043 (2,210)	5 (6)
1次合格者数	427 (425)	12 (13)	8 (11)	41 (50)	0 (0)	200 (206)	20 (22)	0 (1)	158 (157)	80 (70)	1 (1)	31 (35)	4 (4)	- (4)	896 (897)	1 (4)
2次受験者数	385 (390)	9 (12)	7 (11)	41 (47)	0 (0)	188 (193)	20 (21)	0 (1)	148 (151)	76 (69)	1 (1)	28 (34)	4 (4)	- (4)	825 (841)	1 (4)
採用候補者数(B)	235 (200)	4 (6)	5 (7)	22 (25)	0 (0)	105 (100)	13 (11)	0 (1)	65 (60)	40 (30)	0 (0)	15 (16)	2 (2)	- (1)	460 (407)	0 (3)
倍率(A) / (B)	2.8 (3.5)					5.1 (5.7)			8.0 (10.0)	3.8 (5.2)		11.6 (10.4)		- (22.0)	4.4 (5.4)	-
補欠数	0					8			1	0		0		-	9	-

※ () 内は令和3年度(令和2年実施)の数値。(特別選考を含む。)

質問2 「補欠」について教えてください。

- 補欠は、第2次選考において決定します。ただし、教科(科目)等の区分によっては、補欠を決定しない場合もあります。
- 採用候補者(採用候補者名簿に登録された者)が採用を辞退した場合などに、補欠と決定した方を、採用候補者名簿に追加登録する場合があります。
- 補欠と決定した方を、令和5年3月31日までに採用候補者名簿に追加登録しなかった場合には、令和5年4月1日から、常勤講師等として優先的に任用します。

質問3 試験問題は公開していますか。

- 過去の試験問題等(3年間分)を岡山県教育庁教職員課において、公開(一般閲覧)していますので、課内で御覧いただけます。
- 今年度実施の問題については、第1次試験は、令和4年7月11日(月)から筆記試験の問題、解答例・配点を、第2次試験は、令和4年8月29日(月)からグループワークのテーマ、実技試験の問題(問題用紙があるもののみ)を、岡山県教育庁教職員課において御覧いただけます。

質問4 給料、手当はどのようになっていますか。

- 令和4年4月1日現在の給料は、次のとおりです。

	給料月額
大学新卒 (教諭採用)	225,264円 (教職調整額8,664円を含む。)
民間企業5年経歴 (教諭採用)	258,648円 (教職調整額9,948円を含む。)

- このほか、勤務内容等によって次の諸手当の制度が設けられています。
 - (1) 教員特別手当、扶養手当、産業教育手当、定通手当、通勤手当、へき地手当、期末・勤勉手当、住居手当等
 - (2) 特別支援学校教員や特別支援学級担当教員には、給料の調整額が別途支給されます。

質問5 試験の日程や会場はいつ分かりますか。

- 第1次試験の筆記試験の会場及び特別面接の会場・集合時刻は、受験票交付の際に指定します。
- 第1次試験における個人面接の日時は、第1次試験の筆記試験会場で示します。
- 第2次試験は、第1次試験の結果通知の際に指定します。

※ 試験の日程や会場の変更には、一切応じることができません。

質問6 第2次試験のグループワークについて教えてください。

- グループワークでは、当日提示された課題に対して、受験者数名のグループで協力して解決する過程を通して、コミュニケーション能力、社会性、協調性、主体性、リーダーシップ、問題解決能力などを評価します。

質問7 各枠（理数枠、英語枠、地域枠、社会人枠）について教えてください。

- 各枠の採用候補者にならなかった場合でも、出願した校種・職種の中で、枠以外の者と合わせて更に選考し、採用候補者となる場合があります。
- 自己推薦書にて、枠についての志望動機や、枠に関連するこれまでの取組等をしっかりとPRしてください。（地域枠は地域（地域枠対象地域に限らない。）における取組等、社会人枠は社会人としての経験をどのように教育に生かしたいか等。）<理数枠、英語枠>
- 小学校教諭等（理数枠又は英語枠）は、小学校における理数教育又は英語教育の充実を図るために募集するものですが、理科、算数又は英語のみを担当する教員として採用するものではありません。
- 小学校教諭等（理数枠又は英語枠）の教科専門試験は、総問題数は小学校教諭等と同程度ですが、それぞれの枠によって、理科又は数学（出願時に選択した教科）、又は英語から出題される割合が高くなります。

質問8 地域枠、社会人枠の第1次試験の面接試験で実施されるプレゼンテーションについて教えてください。

- 目的・対象者・準備物等は実施要項P.7を確認してください。
- 志願者の方は、プレゼンテーション用の資料を個人面接又は特別面接（以下、「面接試験」という。）の際にお持ちいただき、面接試験の冒頭3分間に、持参資料を使ったプレゼンテーションを行っていただきます。枠に関連する意欲・熱意やこれまでの実績、今後取り組みたいことなど、自由にアピールしてください。
- プレゼンテーション終了後、その内容や自己推薦書等に基づき、面接試験を行います。

質問9 中学校と高等学校の併願について教えてください。

- 国語、数学、英語、保健体育、音楽、美術、家庭の教科（科目）の区分についてのみ、中学校教諭等と高等学校教諭等を併願することができます。
- 中学校教諭等（地域枠及び社会人枠）を第1志望とする場合、並びに「8 特別選考試験」に出願する場合は、併願することはできません。また、中学校教諭等（地域枠及び社会人枠）を第2志望とすることはできません。
- 併願で出願した場合で、第2次試験の受験資格を得た方には、第1次試験の結果通知時に、第1志望又は第2志望のいずれの校種で第2次試験の受験資格を得たのかをお知らせします。

質問10 中学校教諭等の「小学校専科への配置の可否」について教えてください。

- 中学校教諭等の数学・理科・英語・保健体育に出願した方は、「小学校専科への配置の可否」を、出願時に申告いただきます。小学校教諭普通免許状を所有していない又は所有見込みでない場合でも、配置を「可」と申告できます。「可」と申告した場合においても、受験する試験内容は中学校教諭等の試験内容となります。第2次試験に合格した場合も、中学校教諭等として採用候補者名簿に登録されますが、初任配置校が小学校（専科）となることがあります。（「可」と申告した方が必ず小学校に配置される訳ではありません。）なお、配置可否の内容は合否に影響しません。

質問11 令和5年3月31日に免許状の修了確認期限を迎えますが、更新講習を受けていなくても今年度の教員採用試験に出願することはできますか。

- 出願はできますが、令和5年4月1日以降、教壇に立つためにはその時点で有効な免許状の保有が必要です。
なお、「教育職員免許法の一部を改正する法律」の施行により、更新等の手続きが変わる可能性がありますので、岡山県教育庁教職員課ホームページの「教員免許状について」を確認の上、必要な手続きを行ってください。令和5年4月1日以降有効な免許状を保有できない場合は、採用登録者名簿に登録されていても登録を抹消します。
また、特別免許状の授与を希望する方が、教員免許状(旧免許状)を保有している場合も、保有する免許状全てを有効にする必要があります。御不明な点は教職員課給与免許班（086-226-7579）までお問い合わせください。

質問12 現在、教職に就いておらず、所有する免許状の更新をしていないのですが、今年度の教員採用試験に出願することができますか。

- 今年度中に有効な免許状を保有できる見込みがあれば出願は可能です。
なお、旧免許状、新免許状のいずれを保有しているかにより、手続きが変わりますので、岡山県教育庁教職員課ホームページの「教員免許状について」を参照の上、必要な手続きを行ってください。御不明な点は教職員課給与免許班（086-226-7579）までお問い合わせください。
※他都道府県へ申請する場合は、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。